

水俣市地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の**変更届出時**に必要な提出書類一覧

(令和8年度版)

変更事項	提出書類【様式等】 ※【別紙様式第2号(4) 変更届出書】は必須	付表	登記事項 証明書	【標準様式1】 勤務体制及び 勤務形態 一覧表	【標準様式2】 管理者 経歴書	従業者の資格 証等明書の写し	認知症研修等 修了証の写し	【標準様式3】 平面図 写真	【標準様式4】 設備・備品等 一覧表	運営規程	協力医療機関 (歯科医療機関) との契約書等(契 約内容がわかるも の)の写し	介護老人福祉施 設・介護老人保健 施設・介護医療 院・病院等との連 携体制及び支援 体制の概要	【標準様式6】 誓約書 (欠格条項 非該当)	【標準様式7】 介護支援専門員 一覧 ※専門員証の登 録番号を記載	本体施設、本体 施設との移動経 路等、併設施設 の状況等の変更 内容がわかるも の	関係市町村並び にその他の保健 医療・福祉サー ビスの提供主体との 連携内容の変更 がわかるもの	連携する訪問看 護を行う事業所 の連携協定証の 写し、または連携 していることがわ かる書類	
	サービス ごとの 付表	写し	※事業所の従 業者全員分を 記載	■対象サービス ・認知症対応型通 所介護 ・小規模多機能型 ・グループホーム ・居宅介護支援	※資格要件があ るもの ※ケアマネの場 合は、介護支援 専門員証の写し	■対象サービス ・認知症対応型通 所介護 ・小規模多機能型 ・グループホーム	※外観及び各 部屋の写真(撮 影方向を平面 図に記載)	■対象サービス ・小規模多機能型 ・グループホーム ・地密特定施設 ・地密特養	■対象サービス ・小規模多機能型 ・グループホーム	【参考様式】 (水俣市様式) 誓約書 (暴力団等排除)	■対象サービス ・小規模多機能型 ・グループホーム ・地密特定施設 ・地密特養 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	■対象サービス ・地密特養	■対象サービス ・居宅介護支援 ・介護予防支援	■対象サービス ・定期巡回随時 対応型訪問介護 看護				
1	事業所(施設)の名称	○								○								
2	事業所(施設)の所在地【◆事前協議】	○						○	○	○								
3	申請者の名称(法人名)	○	○															
4	主たる事務所の所在地(法人所在地)	○	○															
5	法人等の種類	○	○															
6	代表者(開設者)の氏名、生年月日、住所、職名	○	○				○※1						○※2					
7	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)	○	○※3															
8	共生型サービスの該当有無	○																
9	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等(平面 図、設備概要)【◆事前協議】	○						○	○									
10	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住 所、経歴 (住所及び姓のみの変更の場合は付表のみ)	○		○	○※4	○	○※5						○					
11	運営規程	従業者の職種、員数、職務内容	○	○		○				○								
		営業日、営業時間	○	○						○								
		定員、居室数、ユニット数	○	○					○ (定員増の場合)		○							
		上記以外								○								
12	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	○									○※6							
13	事業所の種別等	○	○							○								
14	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医 療院、病院等との連携・支援体制	○									○							
15	本体施設、本体施設との移動経路等	○						○							○			
16	併設施設の状況等	○						○										
17	関係市町村並びにその他の保健医療・福祉サー ビスの提供主体との連携内容	○																
18	連携する訪問看護を行う事業所の名称、所在地	○															○	
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	○		○		○※7	○※8							○				
20	その他(資格要件があるものの増員、減員、職務 内容の変更等)	○		○		○※9												
	その他(TEL、FAX、メールアドレス、役員追加等)	○																

※必要に応じて、その他の書類の添付をお願いする場合があります。

※1) 小規模多機能型居宅介護及びグループホームの代表者は、経歴書及び「認知症対応型サービス事業開設者研修」修了証が必要

※2) 代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要

※3) 登記事項証明書については、記載事項に変更がある場合のみ添付

※4) 居宅介護支援の管理者は、主任介護支援専門員研修修了証(経過措置期間中は介護支援専門員証)が必要

※5) 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームは、「認知症介護基礎研修」「認知症対応型サービス事業管理者研修」が必要

※6) 協力医療機関の変更の場合は「別紙3 協力医療機関に関する届出書」も必要(但し、小規模多機能型居宅介護は除く)

※7) 増員分は介護支援専門員証が必要(小規模多機能型、GH、地密特定施設、地密特養、居宅介護支援、介護予防支援)

※8) グループホームの計画作成担当者は、「認知症介護実践者研修」修了証が必要

小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者は、「認知症介護実践者研修」「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」修了証が必要

※9) 生活相談員の氏名・経歴、看護職員・機能訓練指導員・医師・栄養士の氏名

適宜